

# 特別支援教育コーディネーターハンドブック



# SPECIAL NEEDS EDUCATION COORDINATOR HAND BOOK

宮崎県教育委員会特別支援教育室

## はじめに

国においては、平成18年6月に学校教育法が改正され、平成19年4月1日付けで文部科学省初等中等教育局長から「特別支援教育の推進について」が通知されました。この中では、特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組として、「特別支援教育コーディネーターの指名」「関係機関との連携を図った個別の教育支援計画の作成と活用」「教員の専門性の向上」などが示されています。

これまで本県においては、特別支援教育を推進するために、平成15年度及び16年度の「特別支援教育推進体制モデル事業」、平成17年度から19年度までの「特別支援教育体制推進事業」、平成20年度からの「発達障がい等支援・特別支援教育総合推進事業」等の文部科学省の事業のほか、県独自に、「発達障がいに対応した指導力向上事業」などの、様々な取組を行ってきました。

これらの事業を通して、本県の特別支援教育に対する各学校の体制整備は一步一步進められてきました。今後は、それぞれの学校や地域において、更に質的な向上を目指していくことが課題となっています。

このような中、特別支援教育推進の要として、各学校の特別支援教育コーディネーターへの期待が高まっております。県教育委員会におきましては、特別支援教育コーディネーターの段階的な研修を実施し、専門性の高いコーディネーターの養成を行ってきたほか、各学校における特別支援教育の体制づくりが円滑に行えるよう、「特別支援教育ガイドブック」を作成・配付するなど、情報の提供に努めてまいりました。

そこで、このたび、特別支援教育コーディネーターの日ごろの悩みや疑問を解消し、特別な支援を必要とする子どもへの適切な支援や、校内の支援体制づくりの手がかりとなるハンドブックを新たに作成いたしました。本冊子は、「基礎編」「実践編」「資料編」の3編で構成し、特別支援教育コーディネーターが、その機能をより効果的に発揮することができるような内容となっています。

今後、それぞれの学校等においては、本冊子を既に配付している「特別支援教育ガイドブック」と併せて活用いただき、幼稚園・保育所から高等学校までの一貫した支援等、幼児児童生徒の一人一人に応じた適切な支援の充実に努めていただくとともに、本県の特別支援教育のより一層の推進が図られることを期待しております。

最後になりましたが、本冊子の作成に当たり、執筆に当たっていただいた皆様に、心から感謝の意を表します。

平成21年 3月

宮崎県教育委員会特別支援教育室

# 目 次

## はじめに

### I 基礎編

1	特別支援教育とは	1
2	特別支援教育の体制整備	4
3	特別支援教育コーディネーターとして身に付けたい力	6
4	特別支援教育コーディネーターの役割	8
5	特別支援教育の取組の実際～幼稚園等～	11
6	特別支援教育の取組の実際～小学校～	15
7	特別支援教育の取組の実際～中学校～	19
8	特別支援教育の取組の実際～高等学校～	23

### II 実践編

1	特別支援教育等の理解啓発	28
Q1	教職員への理解(校内研修等)を進めるには、どのようにすればよいですか？	28
Q2	保護者への理解を進めるには、どのようにすればよいですか？	29
Q3	地域への理解を進めるには、どのようにすればよいですか？	30
Q4	周りの子どもたちへの理解を進めるには、どのようにすればよいですか？	31
2	特別な支援が必要な子どもの実態把握	32
Q1	実態把握(アセスメント)をするためには、どのような方法がありますか？	32
Q2	行動観察を行う時には、どのようなことに配慮すればよいですか？	33
Q3	子どもの学習記録や成績、作品等を見る時は、どのようなことに配慮すればよいですか？	34
Q4	チェックリストを活用する時には、どのようなことに配慮すればよいですか？	35

Q5	面談・家庭訪問等による聞き取りを行う時は、どのようなことに 配慮すればよいですか？	36
Q6	諸検査には、どのようなものがありますか？	37
3	校(園)内委員会	39
Q1	校(園)内委員会の目的及び役割は何ですか？	39
Q2	校(園)内委員会の構成及び校務分掌への位置づけは、 どのようにすればよいですか？	40
Q3	校(園)内委員会を開く時期及び内容は、どのようにすればよいですか？	41
Q4	特別支援教育コーディネーターは、校(園)内委員会でどのような役割を 担えばよいですか？	42
Q5	学校(幼稚園等)内での支援体制は、どのように検討しますか？	43
Q6	保護者との対応に、校(園)内委員会はどう関わりますか？	44
4	ケース会議	45
Q1	どのような時にケース会議が必要ですか？	45
Q2	ケース会議に参加するのは誰ですか？	46
5	個別の指導計画	47
Q1	個別の指導計画は、どのようなものですか？	47
Q2	個別の指導計画の作成の手順や活用は、どのようにすれば よいですか？	48
Q3	個別の指導計画の引継ぎは、どのようにすればよいですか？	50
6	個別の教育支援計画	51
Q1	個別の教育支援計画は、どのようなものですか？	51
Q2	個別の指導計画とは、どのように違うのですか？	52
Q3	個別の教育支援計画の作成の手順や活用は、どのようにすれば よいですか？	53
Q4	個別の教育支援計画の引継ぎは、どのようにすればよいですか？	55
7	保護者との連携	56
Q1	保護者からの相談を行う場合、窓口になるのは誰ですか？	56

Q2 保護者からの相談の際には、どのようなことに配慮すればよいですか？ -----	56
Q3 保護者から支援の方法について要望を出された場合は、どのように 対応すればよいですか？ -----	58
Q4 特別な支援を必要とする子どもの保護者から、周りの子どもたちへ説明 して欲しいと相談があった場合は、どのように進めていけばよいですか？ -----	58
<b>8 関係機関との連携 -----</b>	<b>60</b>
Q1 特別な支援が必要な子どもたちについて相談ができる関係機関は、 どのようなところがありますか？ -----	60
Q2 関係機関と連携を図る場合に配慮すべき点は、どのようなことですか？ -----	62
Q3 進学の際の学校間の連携の仕方はどのようにすればよいですか？ (幼稚園等、小学校、中学校、高等学校の連携) -----	64
Q4 高等学校の卒業に向けて、どのような連携を図りますか？ -----	65

### Ⅲ 資料編

1 障がいについての基本的な知識 -----	66
2 個別の指導計画の書き方 -----	69
3 子どもと教師のための実態把握シート -----	73
4 特別支援教育に関する校内支援体制チェックリスト -----	78
5 相談窓口 -----	80
6 特別支援教育に関する通知等一覧 -----	84
7 保護者相談申込用紙(例) -----	86
8 実態把握・支援チェック表 -----	87
9 特別支援教育だより(例) -----	88
引用・参考文献 -----	89